

SPC JINJIKEN NEWS



完全失業率が 3.0%に改善 4 カ月ぶり (3月 3日)

総務省が1月の完全失業率を発表し、

3.0% (前月比0.1ポイント減) となり、4カ月ぶりに改善したことがわかった。完全失業者数は198万人 (前月比9万人減)、就業者数は6,504万人 (同5万人増) となった。また、厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は1.43倍で前月と同水準だった。

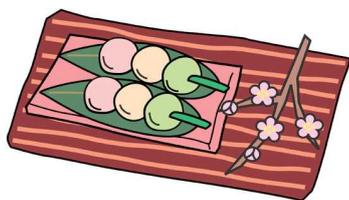
サービス業や農業分野で外国人雇用を促進へ (3月6日)

政府の国家戦略特区諮問会議は、宿泊や飲食といったサービス業や農業の分野で、一定の知識や技術を身に付けた外国人労働者の受入れを解禁することなどを盛り込んだ「国家戦略特区法改正案」の内容を示した。今国会に提出し、成立を目指すとしている。

雇用保険法、育児・介護休業法等改正案が審議入り (3月7日)

2017年4月からの雇用保険料の引下げや育児休業期間の最長2年への延長などが盛り込まれた「雇用保険法等の一部を改正する法律

案」が、衆議院本会議で審議入りした。今年度中に成立の見通し。



[参考リンク]

雇用保険法等の一部を改正する法律案 (衆議院)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19305003.html

残業上限規制「月100時間」で労使合意の見通し (3月9日)

働き方改革の柱として政府が検討している「残業時間の上限規制」をめぐる、繁忙期の上限を「月100時間」とし、5年後の見直し規定を設ける方向で経団連と連合が最終調整に入ったことがわかった。また、「勤務間インターバル規制」については事業主に努力義務を課すよう法律に明記することで合意する見通し。

「同一労働同一賃金」有識者検討会報告書まとまる (3月15日)

厚生労働省は、「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会 報告書」をホームページ上で公開した。同報告書では、正社員と非正規社員の待遇差に関する説明義務などの論点について整理がなされている。今後、報告書で挙げられた論点について労働政策審議会で議論がなされる予定。

[関連リンク]

同一労働同一賃金の実現に向けた検討会 報告書

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000155128.html>

外国人技能実習 239 機関で不正 法務省発表 (3月15日)

法務省は、各地の入国管理局が外国人技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」があったと通知した受入れ機関が2016年に239件あったと発表した。通知を受けた機関は最大で5年間、実習生の受入れが禁止される。不正の内訳は、労働関係法令の違反が134件、不正行為の隠蔽が94件、申請内容と異なる他の機関で実習をさせたことなどが51件。

正社員と非正規社員の待遇格差 企業の説明義務化へ (3月17日)

政府の「働き方改革実現会議(第9回)」において、3月中にまとめる「働き方改革実行計画」の骨子案が示された。「同一労働同一賃金」の実現に向けた関連法の改正案に、正社員と非正規社員との待遇格差について、企業が労働者に対して説明する義務が課されることなどが盛り込まれた。

[関連リンク]

働き方改革実行計画(骨子案)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hataraki_kata/dai9/siryoku2.pdf

残業時間の上限規制について政労使提案が示される (3月17日)

政府は「働き方改革実現会議(第9回)」を開き、「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」を示した。残業時間の上限規制について、原則として月45時間かつ年360時間、臨時的な特別の事情がある場合の特例として年720時間(月平均60時間)などとし、違反に対しては罰則を課すとした。また、勤務間インターバルについては努力義務を課すとした。

[関連リンク]

時間外労働の上限規制等に関する政労使提案

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hataraki_kata/dai9/siryoku1.pdf

今春卒業予定の大卒内定率が90.6%で最高に (3月17日)

今春卒業予定の大学生の就職内定率(2月1日時点)が90.6%(前年同期比2.8ポイント増)となり、比較可能な2000年以降で最も高くなったことがわかった(文部科学省・厚生労働省調べ)。男子は88.8%(同2.3ポイント増)、女子は92.8%(同3.5ポイント増)で、文部科学省は「人手不足と企業の高い採用意欲」が要因と分析している。

「職場での旧姓使用」で和解が成立 (3月17日)

今春卒業予定の大学生の就職内定率(2月1日時点)が90.6%(前年同期比2.8ポイント増)となり、比較可能な2000年以降で最も高くなったことがわかった(文部科学省・厚生労働省調べ)。男子は88.8%(同2.3ポイント増)、女子は92.8%(同3.5ポイント増)で、文部科学省は「人手不足と企業の高い採用意欲」が要因と分析している。

遺族年金 支給年齢の男女差は「合憲」最高裁 (3月21日)

労災保険の遺族補償年金をめぐる、夫の場合のみ55歳以上でなければ支給対象とならない規定について合憲かどうか争われていた訴訟の上告審で、最高裁(第三小法廷)は、男女の賃金格差などを踏まえれば規定には合理性があるとの判断を下した。一審では配偶者の性別による差別的取扱いには「合理性がない」、二審では「合理性がある」との判断がなされていた。



トピックス 大手コンビニ加盟店で、労働基準法違反の報道が相次ぐ

今年に入って数カ月、その間に、大手のコンビニエンスストアの加盟店における労働基準法違反が2件発覚し、報道各社によって大々的に取り上げられました。いずれも、基本的な規定に違反した事案であり、法令の無知が引き起こしたものだと思われます。確認してみましょう。

◆◆ 大手コンビニ加盟店における労働基準法違反 ◆◆

① 労働基準法第91条（制裁規定の制限）違反

本年1月末ごろ、「大手コンビニエンスストアの加盟店において、風邪でアルバイトを欠勤した高校生に対し、労働基準法で認められた限度を超える減給が行われていた」という報道がありました。

この会社の広報などによると、アルバイトの高校生が10時間欠勤したところ、欠勤分を減額した給料から、さらに10時間分が差し引かれていたということです。

給与明細には、「ペナルティー10時間分 9,350円」と手書きされた紙が貼られていたということですが、このようなペナルティーは、労働基準法の次の規定に違反します。

<労働基準法第91条（制裁規定の制限）>

就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。

※ 上記の事案、高校生のその月分のバイト代の総額は23,000円ほどだったようで、減給の上限は2,300円程度（バイト代総額の10分の1）です。その額を大きく超えて減給していたわけですから明らかに労働基準法違反です。

② 労働基準法第16条（賠償予定の禁止）違反

本年2月には、「急な欠勤に罰金を科す違法な契約をアルバイト店員に結ばせた容疑で、大手コンビニエンスストア加盟店の経営者が書類送検された」という報道がありました。

警察の調べによると、加盟店は、アルバイト店員の男女5人に、「急に欠勤した場合は1回1万円の罰金を徴収する」という内容の書類に署名させていたとのことでした。

このような契約は、労働基準法の次の規定に違反します。

<労働基準法第16条（賠償予定の禁止）>

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

<補足> この規定について、「現実に生じた損害について賠償を請求することを禁止するものではない（昭和22年発基17号）」という通達が発出されています。簡単にいうと、“あらかじめ罰金などを決めておくことはダメ”ということです。上記の書類送検の事案は、この規定違反の典型といえます。

☆ 経営者であれば、労働基準法による基本的な労働のルールを知っておくことが不可欠です。そして、大きな組織であれば、組織全体でそれを順守する必要がありますね。たとえ末端の加盟店が起こした不祥事でも、組織全体に悪影響を及ぼすことになります。

2017年4月号

新情報！ 本年4月から、労働保険・社会保険における現物給与の価額が改正されます

◆◆ 平成29年4月からの厚生労働大臣が定める現物給与の価額 ◆◆

都道府 県名	食事で支払われる報酬等（今回改正があったのはこの一部： の部分）					1人1月当たりの 住宅の利益の額 （昼1昼につき）
	1人1月当たり の食事の額	1人1日当たり の食事の額	1人1日当たり の朝食のみの額	1人1日当たり の昼食のみの額	1人1日当たり の夕食のみの額	
北海道	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,000円
青森	19,500円	650円	160円	230円	260円	940円
岩手	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,030円
宮城	18,900円	630円	160円	220円	250円	1,380円
秋田	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,010円
山形	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,180円
福島	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,070円
茨城	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,270円
栃木	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,310円
群馬	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,170円
埼玉	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,750円
千葉	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,700円
東京	20,100円	670円	160円	230円	280円	2,590円
神奈川	20,100円	670円	160円	230円	280円	2,070円
新潟	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,280円
富山	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,200円
石川	20,400円	680円	170円	230円	280円	1,250円
福井	20,400円	680円	170円	230円	280円	1,160円
山梨	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,230円
長野	18,600円	620円	160円	220円	240円	1,150円
岐阜	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,180円
静岡	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,410円
愛知	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,470円
三重	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,200円
滋賀	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,360円
京都	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,670円
大阪	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,620円
兵庫	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,460円
奈良	18,600円	620円	160円	220円	240円	1,170円
和歌山	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,080円
鳥取	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,110円
島根	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,030円
岡山	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,270円
広島	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,320円
山口	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,040円
徳島	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,100円
香川	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,130円
愛媛	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,080円
高知	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,050円
福岡	18,900円	630円	160円	220円	250円	1,310円
佐賀	18,900円	630円	160円	220円	250円	1,080円
長崎	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,070円
熊本	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,120円
大分	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,080円
宮崎	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,030円
鹿児島	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,040円
沖縄	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,110円

※ 食事で支払われる報酬等・住宅で支払われる報酬等以外の報酬等は、「時価」とする。